平成２１年（フ）第２２５２号
北海道北広島市大曲緑ヶ丘７丁目10番地２
債務者　山下日出男（旧姓三瓶）
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２３４９号
札幌市西区発寒11条５丁目11番９―405号
債務者　小林　美香
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２４１０号
札幌市西区西町南20丁目３番16号
債務者　阿部　　司
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２４５７号
札幌市厚別区もみじ台東３丁目２番26―508号
債務者　春日谷美咲（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２４６２号
札幌市白石区栄通14丁目２番45―210号
債務者　清水　　歩（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２５１５号
札幌市豊平区美園１条３丁目４番８―303号
債務者　寺田　庸一
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２５２５号
札幌市豊平区豊平１条５丁目２番12―1001号
債務者　金井　園子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２５５３号
北海道恵庭市漁町337番地
債務者　長田江身子（旧姓井山）
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２５６２号
札幌市西区琴似１条７丁目２番２―905号
債務者　山本　幸子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２６２４号
札幌市西区発寒11条４丁目15番23号　リベルテ発寒中央201号
債務者　橋本まり子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２６５１号
北海道北広島市西の里北３丁目３番地44
債務者　米谷　雅俊
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２７２９号
札幌市北区麻生町１丁目６番23―105号、申立時の住所札幌市白石区本通８丁目北６番14号　プロシード963―202号
債務者　山崎千恵子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２７４１号
北海道石狩郡当別町栄町335番地
債務者　杉山　和美（旧姓長谷川）
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２７５９号
札幌市東区北33条東18丁目３番８号　33条ハウス５号
債務者　道下　剛男
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２７６３号
札幌市中央区宮の森１条４丁目１番１―102号
債務者　江里　秀樹
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２８０８号
札幌市中央区南10条西８丁目４番11号　雄武マンション２階３号
債務者　角田　典子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２８１２号
札幌市清田区北野３条１丁目11番１号　アカシヤハイツＡ―102号
債務者　芳賀ひろ子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２８３９号
札幌市豊平区平岸１条２丁目４番31号　ミッキーハイツ101号
債務者　渡邊　利郎
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部